

「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」の実施状況について

「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月15日策定)については、「平成24年度までに後発医薬品のシェア(数量ベース)を30%以上」という目標の達成に向け、国及び関係者が実施すべき取組をとりまとめたところであるが、平成20年4月現在の同プログラムの実施状況は以下の通りである。

なお、同プログラムにおいて後発医薬品メーカーが取り組むべき項目に関する実施状況については、日本ジェネリック製薬協会(旧 医薬工業協議会)の協力を得て、同協会の会員会社における実施状況をとりまとめたものである。(調査対象会社:40社、調査対象期間:平成19年10月1日～平成20年3月31日)

項目	アクションプログラムにおける取組の内容	実施状況(平成20年4月現在)
1. 安定供給等に関する事項		
国の取組	再度、これまでの取組(安定供給の確保、必要な規格取り揃え、小包装品の適正な供給)を周知徹底する。また、安定供給や必要な規格の取り揃えに係る問題事例に対し、厚生労働省の職員を現地に派遣し必要な指導を行う。	○安定供給の確保等に関するこれまでの取組を周知徹底・指導。
後発医薬品メーカーの取組	ア. 納品までの時間短縮 <平成19年度末までの目標> ・卸業者への翌日までの配送100%	○卸業者が納期(翌日納品等)を指定する場合に、当該指定納期に配送する体制を構築。
	<達成すべき目標> ・卸業者への翌日までの配送100% ・卸業者に在庫がない場合、卸業者への即日配送75% (平成20年度末までに達成)	○調査対象期間において、卸業者に在庫がなかった161件中、88件(約55%)について即日配送を実施。 ○平成20年度末までの目標達成に向け、引き続き取組を進める。
	イ. 在庫の確保 <平成19年度末までの目標> ・社内在庫1ヵ月以上、流通在庫1ヵ月以上の確保	○社内在庫(1社平均) 2.72ヵ月 (1ヵ月以下の企業はなし) ○流通在庫(1社平均) 1.26ヵ月 (1ヵ月以下の企業はなし) ※流通在庫には、卸のほか、販社、代理店、委託業者の配送センターの在庫を含む。